

久喜市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市介護保険条例施行規則（平成２２年久喜市規則第１２９号）の一部を次のように改正する。

様式第１８号（表）及び様式第２１号中「８０万円」を「８０．９万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の久喜市介護保険条例施行規則様式第１８号及び様式第２１号により使用されている書類は、この規則による改正後の様式第１８号及び様式第２１号によるものとみなす。